

別表第1

生産品目				調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期日	提出先	都道府県知事から経済産業大臣に提出する期日	経済産業局長から経済産業大臣に提出する期日
				事業所	特定事業所						
鉄鋼及び 鉄鋼加工 製品	鉄 鋼	銑 粗 鋼 鍛 鑄	鉄 エ 半 鋼 ア 品 鋼 品 品		全 部	鉄鋼月報（その一）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
						鉄鋼月報（その九）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
	普通鋼熱間圧延鋼材	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材		全 部	鉄鋼月報（その二）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
							翌月 十五日	経済産業大臣			
					鉄鋼月報（その九）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
	普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	磨 帯 鋼・冷 延 鋼 板 冷 延 広 幅 帯 鋼 冷 延 電 気 鋼 带 ブ リ キ テ イ ン フ リ ー スチ ル 亜 鉛 め っ き 鋼 板 そ の 他 の 金 属 め っ き 鋼 板 簡 易 鋼 矢 板 軽 量 形 鋼	銑鉄、フェロアロイ、粗鋼、鋼半製品、鍛鋼品、铸鋼品、一般普通鋼熱間圧延鋼材、冷延広幅帶鋼、冷延電気鋼帶、めっき鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷延鋼板、钢管(冷けん钢管を除く。)又は铸鐵管(以下「鉄鉄等」という。)を生産するもの	鉄鋼月報（その四）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣				
						翌月 十五日	経済産業大臣				
					鉄鋼月報（その九）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
				上記以外のもの	鉄鋼月報（その四）	二部	翌月 十 日	経済産業局長		翌月 十五日	
					鉄鋼月報（その九）	二部	翌月 十 日	経済産業局長		翌月 十五日	
	磨 棒 鋼 鐵 冷 間 圧 造 用 炭 素 鋼 線 硬 鋼 線 溶 接 棒 心 線 針 金 亜 鉛 め っ き 硬 鋼 線		銑鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報（その七）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣				
						翌月 十 日	経済産業局長		翌月 十五日		
	特殊鋼熱間圧延鋼材		上記以外のものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報（その七）	二部	翌月 十 日	経済産業局長				
						翌月 十五日	経済産業局長				
				鉄鋼月報（その五）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣				
	特殊鋼冷間仕上鋼材	磨 帶 鋼 冷 延 広 幅 帯 鋼 冷 延 鋼 板	銑鉄等を生産するもの	鉄鋼月報（その五）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣				
						翌月 十五日	経済産業大臣				
				鉄鋼月報（その九）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣				

			上記以外のもの	鉄鋼月報（その五） 二部	翌月十日 経済産業局長		翌月十五日
			鉄鋼月報（その九） 二部	翌月十日 経済産業局長			翌月十五日
		磨 棒 鋼 冷間圧造用炭素鋼線 P C 鋼 線 ビ ア ノ 線 ス テン レ 斯 鋼 線 その他の特殊鋼線	銑鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報（その七） 一部	翌月十五日 経済産業大臣		
		上記以外のものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報（その七） 二部	翌月十日 経済産業局長			翌月十五日
	鋼 管	普通鋼鋼管 特殊鋼钢管	銑鉄等を生産するもの	鉄鋼月報（その六） 一部	翌月十五日 経済産業大臣		
			鉄鋼月報（その九） 一部	翌月十五日 経済産業大臣			
		上記以外のもの	鉄鋼月報（その六） 二部	翌月十日 経済産業局長			翌月十五日
			鉄鋼月報（その九） 二部	翌月十日 経済産業局長			翌月十五日
	铸 鉄 管		従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報（その七） 一部	翌月十五日 経済産業大臣		
	鉄鋼加工製品	鋼索 P C 鋼 より 素線 金 鉄 く 網 電 気 溶 接 棒 ド ラ ム 缶 十八リットル缶 食 缶 一 般 缶	銑鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報（その七） 一部	翌月十五日 経済産業大臣		
		上記以外のものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報（その七） 二部	翌月十日 経済産業局長			翌月十五日
一般機械器具	ボイラ及び原動機（自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く。）	内燃機関 ボイラー 蒸気タービン ガスタービン	はん用内燃機関 船舶用ディーゼル機関	従事者百名以上のもの 機械器具月報（その一） 二部	翌月十日 経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの 機械器具月報（その一） 二部	翌月十日 都道府県知事	翌月十五日		
			経済産業大臣の指定するもの 機械器具月報（その一） 一部	翌月十五日 経済産業大臣			
	土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	土木建設機械 装軌式トラクタ（ブルドーザに限る。） 建設用クレーン 掘削機械 整地機械 アスファルト舗装機械 コンクリート機械 基礎工事用機械 高所作業車 破碎解体機 せん孔機 せん岩機	従事者百名以上のもの 機械器具月報（その二） 二部	翌月十日 経済産業局長			翌月十五日
		従事者五十名以上百名未満のもの 機械器具月報（その二） 二部	翌月十日 都道府県知事	翌月十五日			
		経済産業大臣の指定するもの 機械器具月報（その二） 一部	翌月十五日 経済産業大臣				

化学機械及び貯蔵槽	化 学 機 械 貯 藏 槽	ろ 分 集 热 交 反 塔 乾	過 離 機 交 用 構 燥	機 機 器 器 器 器	従事者百名以上もの	機械器具月報(その三)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日		
					従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械	製 紙 機 械 プラスチック加工機械	印 刷 機 械 製 版 機 械 製 紙 工 機 械	射出成形機(手動式を除く。) 押出成形機 押出成形付属装置 プロウ成形機	従事者百名以上もの	機械器具月報(その四)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日			
	印 刷 機 械 製 版 機 械 製 紙 工 機 械			従事者百名以上もの	機械器具月報(その四)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日			
				従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日			
ポンプ、圧縮機及び送風機(自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く。)	ポンプ(手動式及び消防ポンプを除く。) 真空ポンプ 圧縮機 送風機(排風機を含み、電気プロワを除く。)			従事者百名以上もの	機械器具月報(その六)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その六)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日			
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その六)	一部	翌月十五日	経済産業大臣				
油圧機器及び空気圧機器(航空機用のものを除く。)	油 圧 機 器 空 気 圧 機 器			従事者百名以上もの	機械器具月報(その七)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その七)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日			
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その七)	一部	翌月十五日	経済産業大臣				
運搬機械及び産業用ロボット	ク レ 一 ン 卷 上 機 コ ン ベ ヤ エレベータ(自動車用を除く。) エスカレータ 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット			従事者百名以上もの	機械器具月報(その八)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その八)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日			
動力伝導装置	固定比減速機(自動車用、二輪自動車用、自転車用及び航空機用のものを除く。) 歯車(粉末や金製品を除く。) スチールチェーン			従事者百名以上もの	機械器具月報(その九)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その九)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日			
農業用機械器具及び木材加工機械	農業用機械器具 木 材 加 工 機 械	整地用機器及び付属品 栽 培 用 機 器 管 理 用 機 器 収 穫 調 整 用 機 器		従事者百名以上もの	機械器具月報(その十)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日			
				従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その十)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日			